

# 聴覚障害者標識と周囲の運転者の配慮事項

## 聴覚障害者の運転免許取得の概要

聴覚障害者（補聴器を用いても10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえない者）であっても、ワイドミラーを活用して慎重に運転することにより、準中型自動車及び普通自動車を運転することができるものとされたことから、次の条件の下、運転免許が取得できることとなりました。

- 後方視野を確保し、車両斜め後方の死角を解消するため、

### 特定後写鏡（ワイドミラー又は補助ミラー）を装着

- 周囲の運転者に対する注意喚気のため、

### 聴覚障害者標識の表示を義務づけ

- 聴覚障害者の保護のため、

### 聴覚障害者標識を表示した車に対する幅寄せ等を禁止

## 聴覚障害者標識を表示した車に対する幅寄せ等を禁止

聴覚障害者が運転する際に、聴覚障害者標識の表示を義務づけ



違反した場合：2万円以下の罰金、反則金4,000円（普通自動車）、反則金6,000円（準中型自動車）

違反点数1点

聴覚障害者標識を表示した車に対する幅寄せ・割込みの禁止

違反した場合：5万円以下の罰金、反則金6,000円（普通自動車）

違反点数1点

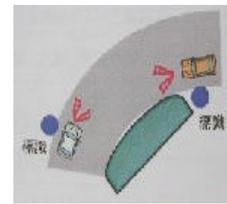
## 聴覚障害者標識を表示した自動車に対する配慮

周囲の運転者は、聴覚障害者が警音器の音では危険を認知できないことがあることを理解するとともに、必要に応じ、減速を行うなどする必要がある。



「警笛鳴らせ」の標識が設置されている、山地部の道路や見通しのきかない交差点、曲がり角等

「警笛鳴らせ」の標識がある場所を通るときや、「警笛区間」がある区間内で見通しのきかない交差点、曲がり角、上り坂の頂上を通るときに警音器を鳴らしても、対向車を聴覚障害者が運転している場合には、警音器の音によってはあなたの車の存在を認知できないため、発見が遅れる可能性があります。



脇道からの前進または後退して大きな道路に入ろうとしている自動車

脇道から前進または後退して大きな道路に入ろうとしている自動車を聴覚障害者が運転している場合には、警音器を鳴らしても、警音器の音によっては、あなたの車の存在を認知できないため、そのまま進行を続ける可能性があります。



進路変更しようとしている自動車

前方を走行中の自動車が進路変更しようとしているとき、その自動車を聴覚障害者が運転している場合には、警音器を鳴

らしても、警音器の音によっては、あなたの車の存在を認知できないため、そのまま進行を続ける可能性があります。

